

平成25年度九州大学大学院法学府
修士課程入学試験問題（春季）

行政法

1. 行政手続法が適用される申請に対する処分及び不利益処分に関する手続が同法に違反した場合における当該処分の適法性について、判例を踏まえながら、論じなさい。

(50点)

2. 次の【事例】を読んで、【問】に答えなさい。

【事例】

X 県内を通る新幹線の新線が建設されることとなった。建設は、全国新幹線鉄道整備法（以下「新幹線整備法」という）に基づいて進められる。本件新線の建設主体は、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構（以下「機構」という）である。

この度、機構は、具体的な建設に着手する路線を「甲」とする工事実施計画をまとめ、国土交通大臣がこれを認可した（新幹線整備法 9 条 1 項参照）。「甲」は建設費総額の抑制を目指したもので、X 県の山間部を通る路線である。このため、この新線「甲」が開業しても、X 県内の経済・産業の振興、X 県民の交通の利便向上などには、効果が期待できないものになっている。そのような路線であっても、この X 県内に係る「甲」の建設費については、X 県が、費用の一部を負担しなければならない（新幹線整備法 13 条 1 項参照）。X 県知事は、これまで、「甲」案に反対の旨を、報道等の場で表明してきた。

【問】

X 県は、新幹線整備法 9 条 1 項により国土交通大臣が機構に対してなした「甲」の認可について、国を被告として、行政事件訴訟法に基づく取消訴訟を提起することができるか（訴訟要件を満たすか）。出訴期間その他の要件は満たしているものとして、次の (1)、(2) について、それぞれ答えなさい。

- (1) 本件認可は、取消訴訟の対象となる「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当するか。

(20点)

- (2) 仮に (1) で本件認可が「行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為」に該当するとした場合、X 県は、本件認可の取消訴訟の原告適格を有するか。

(30点)

別添—新幹線整備法の関係部分（別添以外の条文は、解答に関わりがないものとする）

全国新幹線鉄道整備法(昭和45年法律71号)(抄)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、高速輸送体系の形成が国土の総合的かつ普遍的開発に果たす役割の重要性にかんがみ、新幹線鉄道による全国的な鉄道網の整備を図り、もつて国民経済の発展及び国民生活領域の拡大並びに地域の振興に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「新幹線鉄道」とは、その主たる区間を列車が二百キロメートル毎時以上の高速度で走行できる幹線鉄道をいう。

第三条 (略)

第二章 新幹線鉄道の建設

(基本計画)

第四条 国土交通大臣は、鉄道輸送の需要の動向、国土開発の重点的な方向その他新幹線鉄道の効果的な整備を図るため必要な事項を考慮し、政令で定めるところにより、建設を開始すべき新幹線鉄道の路線(以下「建設線」という。)を定める基本計画(以下「基本計画」という。)を決定しなければならない。

2 (略)

(建設線の調査の指示)

第五条 国土交通大臣は、前条の規定により基本計画を決定したときは、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構(以下「機構」という。)その他の法人であつて国土交通大臣の指名するものに対し、建設線の建設に関し必要な調査を行うべきことを指示することができる。基本計画を変更したときも、同様とする。

2 (略)

(営業主体及び建設主体の指名)

第六条 国土交通大臣は、建設線について、その営業を行う法人(以下「営業主体」という。)及びその建設を行う法人(以下「建設主体」という。)を指名することができる。

2～6 (略)

(整備計画)

第七条 国土交通大臣は、第五条第一項の調査の結果に基づき、政令で定めるところにより、基本計画で定められた建設線の建設に関する整備計画(以下「整備計画」という。)を決定しなければならない。

2～3 (略)(略)

第八条 (略)

(工事実施計画)

第九条 建設主体は、前条の規定による指示により建設線の建設を行おうとするときは、整備計画に基づいて、路線名、工事の区間、工事方法その他国土交通省令で定める事項を記載した建設線の工事実施計画を作成し、国土交通大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の工事実施計画には、線路の位置を表示する図面その他国土交通省令で定める書類を添附しなければならない。

3 建設主体(営業主体である建設主体を除く。第五項において同じ。)は、第一項の規定により工事実施計画を作成し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、営業主体に協議しなければならない。

4 国土交通大臣は、建設主体が機構である場合において第一項の規定による認可をしようとするときは、あらかじめ、第十三条第一項の規定により新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用を負担すべき都道府県の意見を聴かななければならない。

5 建設主体は、第一項の規定による国土交通大臣の認可を受けたときは、工事実施計画に関する書類を営業主体に送付しなければならない。

第十条～第十二条 (略)

(建設費用の負担等)

第十三条 機構が行う新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用(営業主体から支払を受ける新幹線鉄道に係る鉄道施設の貸付料その他の機構の新幹線鉄道に係る業務に係る収入をもつて充てるものとして政令で定めるところにより算定される額に相当する部分を除く。)は、政令で定めるところにより、国及び当該新幹線鉄道の存する都道府県が負担する。

2～4 (略)

(地方公共団体に対する財源措置)

第十三条の二 国は、前条第一項及び第二項の規定により新幹線鉄道の建設に関する工事に要する費用を負担する地方公共団体に対し、その財政運営に支障を生ずることのないよう、そのために要する財源について必要な措置を講ずるものとする。

第十四条 ～ 第十四条の二 (略)

第三章 新幹線鉄道の大規模改修(略)

第四章 雑則(略)

第五章 罰則(略)

附則(略)